

安全安心の医療、介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

新型コロナウイルス感染症の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となっている。

これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因である。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD 平均に比べ過酷な長時間夜勤を改善し、十分な休憩時間や勤務間の間隔を確保するなど労働時間規制を含めた実効ある対策が猶予できない喫緊の課題である。毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立公的病院や保健所の拡充など、機能強化が必要である。そして、国民誰もが安心して医療介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要である。

よって国は、安全、安心の医療と介護実現のため、下記の事項について取り組むよう強く求めるものである。

記

- 1、安全安心の医療と介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2、医療や介護現場における夜勤交代制労働の労働環境を抜本的に改善するため、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
- 3、夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。
- 4、介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 5、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立公的病院を拡充強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 6、医療や介護への公費負担を増やし、患者、利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。